

主任交通心理士への昇格審査基準と手続きについての細則

主任交通心理士への昇格の審査基準とその申請手続きについては、次に定めるところによる。

I. 申請の基準

1 次の(1)～(5)までの条件の全てを満たしていること。または、資格認定委員会が主任交通心理士に相応しいと特に認めた者。

(1) 交通心理士資格取得後の年数

5年以上

(2) 大会参加

日本交通心理学会大会または日本交通心理士会大会に過去5年間で6回以上参加していること

(3) 研究発表 次の①、②のいずれも満たしていること

① 日本交通心理学会または日本交通心理士会の大会での発表(単独または筆頭の発表者であること)が過去に3件以上あること

② 交通心理学研究、交通心理士会会誌及び他の学会誌への論文発表が1件以上または他の交通関係の雑誌への論文等の掲載が2件以上、過去にあること

(4) 研修歴

交通心理士会が主催する研究会・講習会・セミナー等に、過去5年間で10ポイント以上参加していること。ただし、ポイントは以下の表によるものとする。

表 主任交通心理士への昇格条件に関わる研究会等とその参加ポイント

研究会・講習会等	参加ポイント	年間開催日数
地区別研究会	1地区1ポイント 同じ年に複数の地区の地区別研究会に参加した場合は、それぞれ参加ポイントとして加えることができる。	1地区 1～2日
ステップアップ講習会	1日1ポイント(参加日数分加算)	3～6日
コーチングセミナー	1日1ポイント(参加日数分加算)	1～4日
教習所セミナー	1ポイント	1日
交通カウンセラー養成講座	1日1ポイント(参加日数分加算)	6～8日

* 年間開催日数は、年により多少変動することがある。

* 今後、講習会・研修会等が新設された場合、所定の審議を経た上でポイントの対象とすることができる。

(5) 交通心理または交通安全に関する講習、講演経験があること

2 必要に応じて参考資料（著作物 講習会・講演会用の自作資料等）を求める。

II. 申請の手続

(1) 所定の申請書に必要書類、論文等を添付して提出のこと。

(2) 申請の手続きは随時受け付ける。

III. 審査

(1) 審査は、次の項目について行う。

① 書面審査

② 面接審査

(2) 審査結果は、随時通知する。

IV. その他

申請の際に提出された書類等は、原則として返却しないこととする。

V. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格認定委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成21年6月13日 改正

平成26年6月7日 改正

平成27年11月14日 改正